

# 令和2年度 事業計画

## I. 実施方針

我が国の畜産・酪農は、昨年は乳用牛の飼養頭数が2年連続で、肉用牛の子とり用雌牛も4年連続の増加となり、生産基盤に回復の兆しが見えてきた。また、飼料穀物価格は、とうもろこしの国際価格（シカゴ相場）が米国での豊作が続いたこと等により安定的に推移し、20年2月現在、1ブッシェル3.8ドル前後で推移している。しかし、生産資材である肉用子牛や初妊牛価格は、前年度からは低下傾向にあるが、依然として高水準で推移しており、肉用牛肥育経営・酪農経営の収益性等にも影響が及んでいる。また、飼養戸数については、農家の高齢化や後継者不足により減少に歯止めがかからず、生産基盤が縮小・弱体化してきている。

このような状況の下でも畜産物の輸出については、牛肉では目標としていた輸出額250億円を大幅に超過して達成するなど、着実に増加している。

衛生面では、18年9月に岐阜県で、国内で26年ぶりとなるCSF（豚熱）が発生し、また、中国や朝鮮半島ではASF（アフリカ豚熱）の発生地域の拡大が続いている。我が国へのASF（アフリカ豚熱）の侵入脅威が一段と高まっているため、畜産物の輸入検疫を強化し、同病を含む悪性伝染性疾病の侵入防止を徹底する必要がある。

東日本大震災による原発事故後9年を経過したが、畜産の復興も充分とは言えない状況にあり、熊本地震や北海道胆振東部地震、昨年10月の台風15号、19号による影響は大きく、畜産経営の復興が急がれている。

国際関係については、一昨年12月30日のTPP11協定の発効に続き、昨年2月1日に日・EUのEPA（経済連携協定）が発効、また本年1月1日には日米貿易協定が発効した。日米貿易協定における畜産物の輸入関税は、TPPとほぼ同内容での削減となり、一方、米国向け牛肉輸出については、6万5000tあまりの複数国枠へのアクセスとなり、大きく拡大された。

このような我が国畜産をめぐる状況変化に対応すべく、政府は政策を改めて体系的に整理し、これらの協定の効果を最大限に生かすために、前回の決定から2年経過した「総合的なTPP等関連政策大綱」を19年12月に改訂し、新たに和牛・乳用牛の増頭・増産、中小規模・家族経営を中心に畜産クラスター事業の要件緩和等の対策を講じることとした。

中央畜産会としても、家族経営の振興にも十分配慮し、協定発効に伴う

畜産関係者の不安・懸念の払しょくに努めるとともに、本会が基金管理団体である畜産クラスター事業をはじめ、畜産ICT事業・楽酪GO事業など各種事業を適切に執行することにより、強い農林水産業の構築（体質強化対策）と生産性向上対策、牛肉をはじめとした畜産物の輸出振興など、畜産生産基盤の強化と畜産経営の収益力向上に取り組んでいく。

このような畜産を巡る情勢変化を的確に捉え、大幅に増加した予算、事業計画のなか、必要な人材を確保しながら、他方、可能な限りの合理化にも努めつつ、地方会員・中央会員をはじめとする関係団体とも協力しながら、畜産関係者の負託に応えるべく、畜産の振興と発展に寄与することを目的に円滑な事業の推進に努めていく。

## Ⅱ. 公益目的事業

### [1] 事業概要

本会は、国民の食生活に必要不可欠な国産の畜産物を安定的に生産・供給する体制を維持・発展させ、消費者の安全で安心な食生活の安定に資することを目的に各種事業を実施する。

その目的を達成する手段として、本会では、次の4種類の事業を実施する。

- ア 畜産農家に対する畜産経営・技術に係る支援・指導のための事業
- イ 畜産経営資金の利子低減や家畜・畜産物の衛生対策等を通じて安定的な畜産経営の推進を図る事業
- ウ 家畜・畜産物の衛生対策等に係る支援・指導のための事業
- エ 家畜・畜産物の生産・流通・消費に関する調査・研究、情報提供、及び知識の普及・啓発を図る事業

### [2] 事業計画

#### ア 畜産農家に対する畜産経営・技術に係る支援・指導のための事業

##### 1 畜産経営指導者の養成と優秀な指導者に対する資格の付与並びに地域交流活動の支援

- ① 畜産農家の経営改善と発展を図るためには、各地に優秀な指導者が必要である。そうした指導者を養成するため、各種専門知識を習得するための研修会を開催する。
- ② 優秀な指導者に対して「総括畜産コンサルタント」の資格を付与するための試験を実施する。
- ③ 畜産経営支援方針等の検討及び全国説明会を開催する。
- ④ 全国から優秀な畜産経営を選定し、その経営実績等について経営発表会を開催し、併せて表彰を行う。
- ⑤ 畜産生産者を中心とする組織作りの推進及び畜産経営者からの相談に応じるため、相談窓口の設置を各県の畜産協会に委託して実施するとともに、畜産関係の電算処理業務の請負及び畜産関係情報の提供等を実施する。

##### 2 畜産環境保全活動の支援

畜産現場における家畜排せつ物の排水実態を把握し、暫定基準見直し

に当たっての資料データを作成する。また、第3者の仲介等による家畜排せつ物の利活用事例の内容、方法、流通コスト及び課題等の調査分析等を行い畜産農家等の関係者への情報提供を行う。

### 3 食品廃棄物の活用支援

エコフィードを給与した家畜から得られた畜産物及びその加工食品を一定の基準を設けて「エコフィード利用畜産物」として認証する。

### 4 畜産振興の支援

畜産経営支援協議会及び日本畜産物輸出促進協議会が実施する次の畜産振興対策事業について、活動を支援する。

#### (1) 家畜疾病、自然災害発生時緊急支援（畜産経営支援協議会事業）

口蹄疫等の家畜伝染病疾病、台風や地震等の大規模自然災害が発生した際の初動対応に必要な緊急用機材・資材の備蓄・運搬を支援し、家畜伝染病疾病の拡大防止及び災害からの復興支援を速やかに行い、畜産経営の向上に資することとする。

#### (2) 国産畜産物輸出の取組み等支援（日本畜産物輸出促進協議会事業）

- ① 日本産畜産物の輸出促進を図るため、輸出増が期待される TPP11 参加国や EU 等の国・地域において、展示会への参加、商談会の開催参加、海外バイヤー等の国内招へい、和牛の個体識別情報等の PR 活動や販売促進活動を行う。
- ② 日本産畜産物の輸出を促進し、日本産畜産物の認知度向上等を図るため、海外見本市でのセミナーの開催、展示会への参加等による PR 活動、海外バイヤー、レストラン関係者の国内招へいによる PR 活動を行う。
- ③ 米国、T P P 1 1 参加国及び E U 等の輸出先国・地域のマーケットに適した畜産物を供給するための課題調査、課題解決に向けた検討会の開催及び畜産物の品質の維持・低下防止のための試験・実証等を行う。

### 5 牛肉輸出の取組み支援

牛肉の輸出促進を図るため、和牛統一マークの使用承認や海外での商標登録の申請等を行う。

### 6 畜産経営・担い手支援

- ① 畜産経営者の障がい者雇用に関する意識改革を図り、畜産現場への障

がい者雇用を促進するため、社会的役割としての障がい者雇用の意義の周知、障がい者の受け入れ、福祉制度の活用、労働環境の整備等についての研修会開催及び畜産現場における障がい者の雇用のためのお見合いや現地見学、体験就労等を実施し、マッチングサポート体制を構築する。

- ② 畜産経営の収益性を高め、かつ女性をはじめ多様な担い手を確保するため、全国各地に留まる優れた畜産物生産・経営技術情報や先進的な畜産物輸出促進活動等を収集し、わかりやすい映像情報として編集し、インターネット及びグリーンチャンネル放送等を活用し情報提供を行い、生産性の向上及び消費者への理解醸成を図る。
- ③ 肉用牛経営への新規就農者や後継者の参入促進を図るため、農業高校等を対象として就農促進や肉用牛経営に対する理解促進の取り組み及びその成果の調査を行うほか、畜産農家等を専門家として派遣し、出前授業を行う。また、中核的担い手の育成に向けた営農指導等研修会を開催し、今後の肉用牛生産基盤の維持・強化を図る。
- ④ 畜産女性経営者の育成及び女性の能力発揮に向けた関係者の意識改革とサポート体制の強化等を行い、経営の中核的役割への女性参画の拡大と女性の地位向上を図る。

## イ 畜産経営資金の利子低減や家畜・畜産物の衛生対策等を通じて、安定的な畜産経営の推進を図る事業

### 1 資金借入・返済の支援

畜産農家は生産構造上、多額の運転資金を必要とするが資金を借り受ける際には、適正な経営・資金計画の作成が求められることから、日本政策金融公庫資金の借り受け希望者や既に借り受けている農家を対象に「経営・資金計画」や「経営改善計画」の策定支援等を日本政策金融公庫の委託により、各県の地方会員の関係機関と連携して実施する。

### 2 畜産動産担保の活用支援

- ① 本会や道府県畜産協会が保有する畜産経営についての評価分析や改善支援スキル等を金融機関等に情報提供し、畜産経営の特異性と金融面からのサポートの在り方等についての理解醸成を図る。
- ② 畜産経営の維持・発展を図るために必要となる資金について、畜産動産担保融資（畜産 ABL）を利用できる環境整備を一層推進するため、普及に向けた課題解決のための検討、畜産 ABL 活用の実態調査及び事

例の収集・蓄積、普及啓発のための研修会等を実施する。

### 3 借受資金償還等の支援

- ① 畜産特別資金を融通した融資機関に対する利子補給と貸付農家に対する経営指導等を行うとともに、家畜疾病経営維持資金及び家畜飼料特別支援資金を融通した融資機関に対する利子補給等を行う。
- ② 畜産クラスター計画における中心的な経営体又は認定農業者であつて、新たな投資を行う酪農、肉用牛又は養豚経営を営む者に対し、一括借換により既往負債の償還負担の軽減を図る畜産経営体質強化支援資金を融通した融資機関に対する利子補給等を行う。また、乳用牛又は繁殖牛の計画的な増頭に必要な家畜の購入・育成資金の借入れについて、農業信用基金協会の債務保証に係る保証料の助成を行う。

### 4 伝染病発生時の復興支援

- ① 口蹄疫、CSF（豚熱）等の海外悪性伝染病が発生した場合に備え、中央推進会議の開催、普及・啓発活動及び都道府県団体との連絡調整等、発生時の経済的損失を互助補償する仕組みに対する支援を行う。
- ② 互助制度に参加している農家と補助金で資金を出し合い、口蹄疫、CSF（豚熱）等の海外悪性伝染病が発生した場合に、殺処分した農家が牛・豚を再度購入する際に必要な経費と処分する家畜の焼却・埋設等に必要な経費を互助補償するための基金を造成する。

### 5 畜産・酪農の体質強化支援

改定された「総合的な TPP 等関連政策大綱」に即して畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトを推進していくため、畜産農家を始めとする関係者が連携する畜産クラスターの仕組みの活用等により、生産コストの削減、規模拡大、外部支援組織の活用、経営基盤継承の推進、肉用牛及び乳用牛の増頭の奨励、優良な乳用後継牛の確保、和牛主体の肉用子牛の生産拡大、畜産環境対策の推進等、地域一体となつて行う取組みを支援するため、基金を造成し実施する。（（1）、（2）及び（3）の事業）。

また、平成 28 年 11 月に政府の「農林水産業・地域の活力創造本部」で決定された「農業競争力強化プログラム」を受け、牛乳・乳製品の生産・流通等の改革を進める一環として、農業従事者の中でもとりわけ過酷な労働条件にある酪農家の「働き方の改革」を図るため、労働負担軽減及び飼養管理技術の高度化に資する機械装置の導入により生ずるゆとりを活用し、乳用後継牛の確保や後継者の確保及び飼養管理技術の高度化を図る取組みを実施する（（4）及び（5）の事業）。

**(1) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）**

畜産クラスター計画を策定した地域の収益性向上等のため、次の取組等を実施する。

- ① 中心的な経営体等の施設整備等に対する支援
- ② 中心的な経営体が機械装置を導入する場合に、畜産クラスター協議会又はリース事業者に対し当該機械装置の取得に必要な費用の一部に対する支援
- ③ 収益力の向上のための新たな取組の成果の実証等に対する支援
- ④ 畜産クラスターによる取組の全国的な推進を図るため、推進会議の開催、優良事例の調査、畜産クラスターコーディネーターの養成、畜産クラスター普及推進活動等の取組の支援
- ⑤ 後継者不在の経営と地域の担い手（新規就農等）のマッチングの取組を支援するとともに、経営資源を地域の担い手に円滑に継承するために必要な施設整備の支援

**(2) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）  
（生産基盤拡大加速化事業）**

畜産クラスター計画に基づき、次の取組等を実施する。

- ① 優良な繁殖雌牛を増頭し、輸出に適した和牛肉の増産を図るための取組
- ② 中小規模経営の乳用雌牛を増頭し、都府県酪農の生産基盤強化を図るための取組に必要な経費を支援する

**(3) 畜産・酪農生産力強化対策事業**

畜産・酪農の生産力を強化するための事業として、畜産クラスター計画に基づき、以下の事業に必要な補助金の交付等を行う。

- ① 酪農経営における性判別精液・受精卵を活用した優良な乳用種後継雌牛の確保等の支援
- ② 肉用牛経営・酪農経営の連携の下、受精卵移植による乳用牛由来の肉用牛の生産・利用を促進する取組等の支援
- ③ 畜産経営における新技術を活用した繁殖性の向上等を図る取組に対する支援
- ④ 種豚生産経営における優良な純粋種豚の導入、飼料の利用性及び肉質を測定するための機器の導入等に対する支援
- ⑤ 家畜の改良増殖目標の達成等のため、家畜の生産性データ等の収集・分析、技術指導、現地講習会等の取組等を実施

#### (4) 畜産経営体生産性向上対策事業（ICT化等機械装置等導入事業）

畜産経営における労働負担軽減・省力化のための計画の策定や導入すべき ICT 関連機械等の選定を行う取組を支援するとともに、搾乳ロボット・発情発見装置等の ICT 関連機械等の導入を支援する。

#### (5) 酪農労働省力化推進施設等緊急整備推進事業

酪農労働における働き方改革の実現を一層加速化するため、酪農家による省力化機械装置の導入と一体的な施設整備に対する支援、複数の酪農家が搾乳作業等を集中管理するモデル的な集合搾乳施設の整備、及び後継牛預託育成体制の整備並びに乳用後継牛育成を担う預託施設に対し乳用後継牛の受入体制を強化するための機器整備等を支援する。

### ウ 家畜・畜産物の衛生対策等に係る支援・指導のための事業

#### 1 農場衛生対策の支援

- ① 家畜伝染病の発生予防、まん延防止等を確実かつ効率的なものとするため、国家防疫措置に併せて、地域における重要な家畜疾病を対象とした防疫演習、慢性感染症対応、馬伝染性貧血防疫等の自衛防疫活動を推進するとともに、家畜衛生の向上と家畜・畜産物の安全性を確保する上で、重要なツールである農場 HACCP 認証に必要な審査員の養成、力量向上、認証取得の導入促進となる推進農場の構築手順の提供等を総合的に実施する。
- ② 生産農場における農場 HACCP への取組みの促進等を行う農場指導員を養成する研修等を実施する。
- ③ 農場 HACCP の基本となる飼養衛生管理基準を満たし、基本的な農場 HACCP の手法を理解し、その取組みを行っている農場を「農場 HACCP 推進農場」として指定する。また、農場 HACCP 認証要領に基づき、農場の認証審査を実施する。
- ④ 日本版畜産 GAP の認証基準等を満たす農場について、JGAP（家畜・畜産物）認証審査要領に基づき、農場の認証審査を実施する。
- ⑤ 養豚農場において生産性を著しく阻害する疾病（PED、PRRS、オーエスキー病等）の発生の低減・まん延を防止するため、養豚主要生産7地域の自衛防疫組織による疾病発生の低減対策の計画立案、及び計画実施農場の自衛防疫組織に対する防疫対策に係る経費の助成を行い、疾病発生の低減及び防止を図る。



- ⑥ CSF（豚熱）が発生した際に緊急対応するため、CSF ワクチンの購入及び備蓄（40万ドーズ）等を行う。
- ⑦ 国際水準 GAP の取組み及び認証取得の推進は、国産畜産物の東京オリンピック・パラリンピック競技大会への供給のみならず、輸出拡大や人材育成など我が国畜産業の競争力の強化を図る観点からも重要であることから、日本版畜産 GAP の普及・推進体制の強化を図るための審査員や指導員等の養成研修、GAP 認証取得に要する経費の支援及び GAP 取得チャレンジシステムの普及のための研修会及び現地指導等を行う。
- ⑧ 野生いのししによる CSF ウイルスの拡散防止を図るため、経口ワクチンの散布・回収、消毒ポイントの設置による車両等の消毒、野生いのししの検査等を行う。

## 2 馬の伝染病対策の支援

- ① 競走馬以外の馬飼養衛生管理環境の整備を図るため、馬飼養衛生管理に必要な感染症の知識や馬獣医療に係る知識・技術の習得のための講習会・臨床実習の開催、馬の健康手帳及び馬飼養衛生に係る普及啓発資料の作成及び地域における馬の飼養状況や衛生管理に関する実態調査を実施する。
- ② 地域における馬の自衛防疫活動の強化を図るため、乗用馬、農用馬等を対象に馬インフルエンザワクチンの予防接種を、繁殖牝馬を対象に馬鼻肺炎ワクチンの予防接種を実施する。また、馬の生産地の育成馬及び繁殖牝馬を対象に日本脳炎、破傷風、馬ゲタウイルス及び馬インフルエンザワクチンを接種するとともに、馬インフルエンザ及び馬鼻肺炎のワクチンに関する普及啓発等の資料を作成・配布する。

## 3 優秀な産業獣医師の確保支援

### （1）臨床獣医師防疫体制強化事業

口蹄疫等特定疾病及びその他の感染症に対する防疫体制を強化するため、産業動物新規獣医師及び中堅獣医師を対象に講習会を実施するとともに、特定疾病による損耗防止等の防疫技術に関する普及資料を作成し、関係機関に配布する。

### （2）獣医師養成確保修学資金貸与事業

地域の産業動物獣医師への就業を志す高校生等を対象に、入学試験合格後、大学入学前に大学へ納付する費用及び入学後に必要な費用を修学資金として貸与する。

#### 4 家畜衛生対策の支援（家畜衛生対策推進協議会事業）

家畜衛生対策推進協議会が実施する次の家畜衛生対策事業について、活動を支援する。

##### （1）獣医学生に対する技術支援

獣医学を専攻する学生を対象に関係大学・機関等の協力を得て、臨床実習・行政体験などの研修会を開催するとともに、獣医系大学において産業動物診療への理解醸成等の普及・周知のための講習会を開催する。

##### （2）野生動物からの被害低減対策

野生獣による家畜への伝染病の伝播拡散や人獣共通感染症の浸潤等、家畜飼養衛生管理上の危害の防止を図るため、家畜衛生関係者等を中心とした畜産分野での情報発信体制を地域に構築・整備するとともに、イノシシ、シカ等の野生獣に係る衛生実態の調査を実施し、衛生管理状況等の情報の普及推進を図る。

#### エ 家畜・畜産物の生産・流通・消費に関する調査・研究、情報提供、及び知識の普及・啓発を図る事業

##### 1 食品残さの飼料化利用支援

エコフィードの利活用が進んでいない低利用資源及び未利用資源について、家畜飼料として有効活用している事例を調査し、表彰を行うとともに、優良事例の普及を行う。また、資源を有効活用するために、供給側と需要側のマッチング方法の検討等を行う。

##### 2 畜産経営の調査

畜舎等の安全基準やその執行体制など、畜舎等の安全対策の新しいあり方について検討を行うため、畜舎の建築基準等に関する検討会の開催、国内外における畜舎構造等の現地調査及び畜舎利用実態調査並びに文献収集及び畜舎の新基準に係る調査・実験等を行う。

##### 3 畜産情報の提供

日本及び海外における畜産業に関する経営支援の取り組みや生産技術、消費・流通に亘る幅広い情報を提供するため、次の取り組み等を実施する。

① 月刊誌「畜産コンサルタント」や書籍・専門書の出版

- ② インターネット網（畜産情報ネットワーク）を通じた情報の提供や畜産特別資金利子補給等に係る電算処理等
- ③ 畜産経営優良事例発表等から経営・生産技術について情報提供等
- ④ 我が国の家畜改良の推進を図るため、家畜飼養の実態（馬、めん羊、山羊、鶏）に関する家畜飼養情報検討会の開催及び家畜飼養実態の現地調査等を行う。

### Ⅲ. その他の事業（相互扶助等）

#### [1] 事業概要

会員や関係団体と連携して畜産振興を図ることを目的に各種事業を実施する。

#### [2] 事業計画

##### 1 軽種馬経営の支援

- ① 軽種馬生産経営を対象に既往負債の借換えのための長期低利資金の供給に係る利子補給に関する帳票データ処理業務等を実施する。
- ② 軽種馬生産地域の農協等の営農指導員が軽種馬経営改善指導を行うための指導・助言手法等の検討を行うとともに、専門家・研修情報等の提供及びスキルアップ研修等を実施する。また、軽種馬生産経営の産駒の生産費、収益性及び経営収支に関する生産地調査を実施する。

##### 2 畜産振興の推進

- ① 本会及び地方会員等の畜産振興に従事する役職員に対する低利資金の貸付等の福利厚生及び地方協会の運営に係る低利資金の貸付け等を実施する。
- ② 地方会員が実施する事業に関する活動支援及び地方会員との情報交換等を実施する。

##### 3 衛生対策の連携

- ① 競走馬の所有者を対象に組織的な衛生対策に関する自衛防疫の理解向上とワクチン接種の徹底等を図る。
- ② 農場 HACCP 認証協議会の事務局を運営する。

##### 4 施設・機械部会の活動

- ① 施設・機械部会会員に対する情報の収集・交換・提供等を実施する。
- ② 国際養鶏養豚総合展 2021（2021年5月26日～28日 愛知県名古屋市）開催に向けた企画、情報分析及び幹事会の開催等の委託事務を実施する。

##### 5 馬事畜産振興推進活動（馬事畜産振興協議会）

- ① 地方競馬の開催に合わせ畜産物の実証展示及び配布等、馬事畜産振興協議会が実施する地方競馬及び畜産の振興並びに畜産物の消費拡大を図

る事業を支援する。

- ② 全国の家畜に係わる伝統行事への支援を行う。
- ③ 地方競馬ダートグレード競走等の優勝馬主及び上位騎手に対して地域畜産物を贈呈する。
- ④ 大井競馬場及び門別競馬場で開催される J B C 2 0 2 0 において、地方競馬の普及及び畜産物の消費拡大を図るためのイベントを開催する。

## 6 畜産関連先端設備の導入支援

経済産業省中小企業庁が進める「先端設備」等を導入する際に受けられる税制措置（法人税、所得税及び固定資産税の軽減措置）に係る証明書の発行業務を行う。

## IV. 会員相互の連携及び組織強化

### 1 会員相互の連携

日本の畜産業の安定した振興を図るため、日米貿易協定、TPP11、日EU・EPAの発効後の情勢変化とTPP等関連対策のフォローアップに的確に対応するため、引き続き畜産関係団体等で組織化された「日本の畜産ネットワーク」の事務局として活動を行う。

また、会員相互の連絡調整を緊密にするとともに、地方会員が開催するブロック協議会等の会議に本会役職員を派遣し、会員相互における情報交換及び意思疎通を図ることとする。

さらに、農林水産省が主催する「中央畜産技術研修」の講座に会員職員の受講幹旋、及び共進会等の催事への協賛・後援と賞状・副賞を授与するなど、会員相互の連携を図る。

### 2 組織強化

地方会員に対する会運営支援と職員個人に対する福利厚生のため低利資金の融通等を実施する。

また、畜産女性ネットワークを始めとした県域での生産者の組織化・強化に取り組む。さらに、施設・機械部会員に対して、畜産施設・機械等に関する情報の提供等を実施する。

なお、令和2年度においても事業量の増減等に柔軟に対応する組織人員体制の整備を図るとともに、効率的な事業推進の運営に努めることとする。